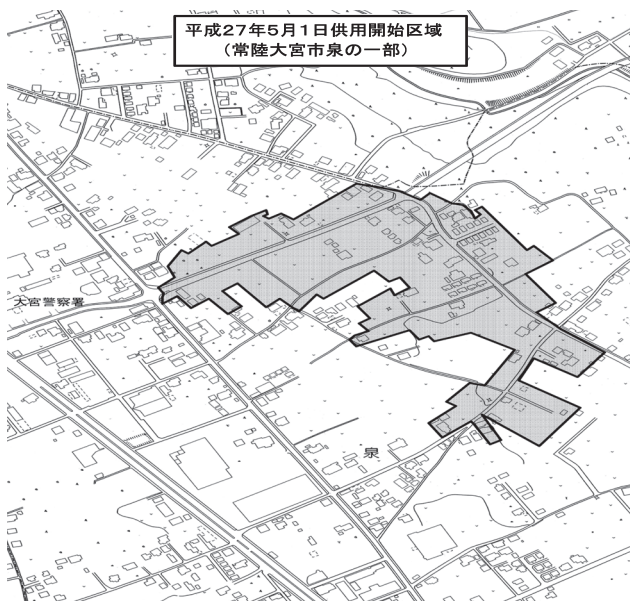


お知らせ

公共下水道供用開始のお知らせ

5月1日から下記の地域で公共下水道が使用できるようになりました。接続の際は市の排水設備指定工事店へ依頼し、市から工事の承認を受けて施工してください。

○供用開始区域 泉の一部



問 下水道課庶務G ☎53-7250

6月1日から6月7日は水道週間です

～第57回水道週間スローガン～

「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」

水道週間は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展を目的として、全国で毎年実施されています。

市では、良質で安全な水道水を供給するため、定期的な水質検査や老朽化した配水管の更新などを行っています。

今後も水道水の安定供給に努めていきますので、皆さんもこの機会に、水の使用について見直してみましょう。

- ◆水は限りある資源です。大切に使いましょう
- ・歯磨きのときなど蛇口はこまめに閉めましょう
- ・洗濯はまとめて洗いをしましょう
- ・お風呂の残り湯は洗濯などに再利用しましょう
- ・水洗トイレは大小用途によって使い分けしましょう
- ・食器を洗うときはため洗いをしましょう
- ・油污れは紙などで拭き取ってから洗いましょう
- ・漏水防止のため、メーター器はこまめにチェックしましょう

問 水道課総務G ☎52-0427

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減することを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きをしてください（個人へのお知らせは行いませんのでご注意ください）。

提出された申請書の内容を審査し、11月までに結果の通知や慰労金の支給を行います。

○主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者の市民税が非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所（短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む）の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること（平成26年12月31日現在で同等の認定を受けていること）
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

※重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税の方

※介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○基準日 平成27年6月30日

○対象期間 平成26年7月1日から平成27年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日（水）～31日（金）

○支給金額 12万円または6万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G

☎52-1111 内線175

